

報告第7号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第7号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年8月16日

幕別町長 岡田 和夫

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成24年3月7日開催のホクレン家畜市場（乳牛）において売買された妊娠牛（No. 306）は、雌雄判別精液の妊娠牛で5月25日分娩予定であったが、購入先での分娩は7月15日と予定より2ヶ月ほど遅延したうえ、和牛であった。これによりホクレン市場で定めた家畜市場事故処理基準に基づき、受精月日相違により遅延した場合の1日2,000円の違約金と子牛の価格差などが事故金として出荷者である畜主に請求されたところである。

この事故の原因は、幕別町営晩成牧場内の繁殖作業中のミスが原因であることから、これに対する損害を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 130,000 円

3 損害賠償及び和解の相手方

町内畜産農家

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、家畜市場事故処理基準による事故金とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。